

改正

平成11年3月15日条例第8号
平成15年6月30日条例第22号
平成18年6月30日条例第18号
平成18年12月22日条例第41号
平成19年3月16日条例第3号
平成19年12月21日条例第21号
平成20年9月30日条例第26号
平成26年3月25日条例第4号
平成26年9月27日条例第15号
平成28年3月17日条例第14号
平成29年12月25日条例第29号
平成30年3月26日条例第14号
平成31年3月25日条例第9号

碧南市母子家庭等医療費助成に関する条例

碧南市母子家庭医療費助成に関する条例（昭和53年碧南市条例第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童の福祉の増進を図るため、母子家庭等に対する医療費の助成について必要な事項を定めるものとする。

（受給資格者）

第2条 この条例により、母子家庭等医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は市長が規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者若しくは被扶養者（以下この条において「医療保険適用者」という。）のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で18歳以下のもの（18歳のものにあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下のものとし、同日以後引き続いて小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学するものを含む。以下「児童」という。）を現に扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。）
- （2） 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に扶養しているもの（以下「父子家庭の父」という。）
- （3） 前2号に掲げる者に現に扶養されている児童
- （4） 法附則第3条第1項に規定する父母のない児童

2 国民健康保険法第116条の2第1項に規定する病院等（次項において単に「病院等」という。）に同条第1項に規定する入院等（次項において単に

「入院等」という。)をしたことにより本市の区域内から区域外に住所を変更したと認められる医療保険適用者であって前項各号のいずれかに該当するものについては、同項の規定にかかわらず受給資格者とする。

3 病院等に入院等をしたことにより本市の区域外から区域内に住所を変更したと認められる医療保険適用者であって第1項各号のいずれかに該当するものについては、同項の規定にかかわらず受給資格者としなない。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。

(1) 母子家庭の母及び父子家庭の父(以下「母子家庭の母等」という。)の前年(1月から10月までの間にあつては前々年。以下同じ。)の所得が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに母子家庭の母等が前年の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者(母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「政令」という。)別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含む。)の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者(その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。)

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者

(5) 碧南市障害者医療費助成に関する条例(平成3年碧南市条例第14号)により障害者医療費の助成を受けることができる心身障害者及び碧南市元気っ子医療費助成に関する条例(平成3年碧南市条例第12号)により元気っ子医療費の助成を受けることができる元気っ子

(6) 法令の規定によりこの条例と同様な医療に関する給付を受けることができる者

5 前項第1号の所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

(受給者証)

第3条 市長は、受給資格者の申請により、この条例による助成を受ける資格を証する受給者証(以下「受給者証」という。)を当該申請者に交付する。

2 前項の規定により受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、病院、診療所又は薬局その他の者(以下「医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(助成の範囲)

第4条 市長は、医療機関等において受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合に、受給者が自ら負担すべき額(当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたとき又は法令の規定により附加給付が行われたときは、その額を控除した額とする。)を母子家庭等医療費として助成する。

2 前項の医療の給付に関する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(助成の方法)

第5条 前条の規定による母子家庭等医療費の助成は、当該母子家庭等医療費の額を医療機関等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者の申請により、当該申請者に支払うことにより母子家庭等医療費の助成を行うことができる。

(届出の義務)

第6条 受給者は、氏名若しくは住所又は加入している国民健康保険若しくは社会保険の種類その他の市長が定める事項を変更したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(受給権の保護)

第7条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(助成費の返還)

第8条 市長は、受給者の疾病又は負傷について損害賠償があったときは、その価額の限度において母子家庭等医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した母子家庭等医療費を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正の手段により母子家庭等医療費の助成を受けた者がいるときは、その者からその助成を受けた母子家庭等医療費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成3年8月1日から施行する。ただし、第2条第2項第4号の規定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月15日条例第8号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月30日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年6月30日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

(碧南市母子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際第3条の規定による改正前の碧南市母子家庭等医療費助成に関する条例に規定する受給資格者であつて、国民健康保険法第116条の2第1項に規定する病院等に同項に規定する入院等をしたことにより本市の区域外から区域内に住所を変更したと認められるものに係る医療費の助成については、当該区域外の市町村が第3条の規定による改正後の碧南市母子家庭等医療費助成に関する条例第2条第2項及び第3項に規定する居住地に係る特例と同様の規定を定めない場合は、なお従前の例による。

附 則 (平成18年12月22日条例第41号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(後略)

附 則 (平成19年3月16日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日条例第21号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成20年9月30日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月25日条例第4号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年9月27日条例第15号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日条例第14号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月25日条例第29号）

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日条例第14号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日条例第9号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。（後略）